

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供（法第23条第5項）

改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下のとおり公開します。

$$\text{マージン率（％）} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

◇システム開発センター
〒950-0913 新潟県新潟市中央区鏡 1-5-12-2

1. 対象期間
2020年4月1日 ～ 2021年3月31日

2. マージン率等

①	派遣労働者の数	8人（2021年3月21日付け派遣労働者数）
②	派遣先の数	9件
③	マージン率	36.0%（少数点一位未満四捨五入）
④	教育訓練に関する事項	セキュリティ・ビジネスマナー ヒューマンスキルUP研修 技術スキルUP研修
⑤	労働者派遣料金額の 平均値	27,672円（1日8時間当りの額） （消費税込）
⑥	派遣労働者の賃金 平均額	17,720円（1日8時間当りの額） （通勤費/家賃補助を含みます。）
⑦	その他	会社のマージンには以下が含まれます。 ・社会保険料（雇用保険/厚生年金/健康保険/ 労災保険） ・福利厚生費（有給休暇/慶弔休暇/健康診断等） ・退職金積立 ・教育研修費（交通費、受講費用等） ・会社運営費 ・営業利益